

衆議院 經濟産業委員會會議錄 第九号

平成二十八年四月二十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木美智代君
理事 神山 佐市君 理事 佐々木 紀君
理事 佐藤ゆかり君 理事 田中 良生君
理事 山際大志郎君 理事 伴野 豊君
理事 升田世喜男君 理事 富田 茂之君
理事 穴見 陽一君 理事 石川 昭政君
理事 尾身 朝子君 理事 大見 正君
理事 岡下 昌平君 理事 梶山 弘志君
理事 勝俣 孝明君 理事 塩谷 立君
理事 関 芳弘君 理事 平 将明君
理事 武村 展英君 理事 寺田 稔君
理事 富樫 博之君 理事 中谷 真一君
理事 野中 厚君 理事 福田 達夫君
理事 星野 剛士君 理事 三原 朝彦君
理事 宮崎 政久君 理事 八木 哲也君
理事 山口 壯君 理事 大島 章宏君
理事 近藤 洋介君 理事 篠原 孝君
理事 田嶋 要君 理事 中根 康浩君
理事 本村賢太郎君 理事 中川 康洋君
理事 中野 洋昌君 理事 藤野 保史君
理事 真島 省三君 理事 木下 智彦君

委員の異動

四月二十七日
補欠選任
福田 達夫君 中谷 真一君
中野 洋昌君 中川 康洋君

同日

補欠選任
中谷 真一君 福田 達夫君
中川 康洋君 中野 洋昌君

四月二十六日

大津地方裁判所の高浜原子力発電所再稼働禁止仮処分決定に関する陳情書外一件(京都市中京区富小路通丸太町下ル 白浜徹朗外一名)(第一五五号)
航空宇宙産業の振興に関する陳情書(富山市新総曲輪一の七 横山栄)(第一五六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○高木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、電気事業連合会会長八木誠さん、東京大学社会科学研

参考人
(一般社団法人太陽光発電 平野 敦彦君
協会理事)

究所教授松村敏弘さん、公立大学法人都留文科大
学社会科学部教授高橋洋さん、NPO法人社会保障
経済研究所代表石川和男さん、一般社団法人太陽
光発電協会理事平野敦彦さん、以上五名の方々に
御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい
ただきまして、まことにありがとうございます。
参考人各位におかれましては、それぞれのお立場
から忌憚のない御意見を述べただきたいと存
じます。

次に、議事の順序について申し上げます。
まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見
をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお
答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際に
はその都度委員長の許可を得て御発言くださいま
すようお願いいたします。また、参考人から委員
に対して質疑をすることはできないことになって
おりますので、御了承願います。

それでは、まず八木参考人をお願いいたしま
す。

○八木参考人 皆様、おはようございます。電気
事業連合会会長の八木でございます。

本日は、このような機会を賜り、まことにあり
がとうございます。また、平素より電気事業の運
営に関しまして、多大な御理解、御協力を賜って
おりますことに、この場をおかりいたしましたして、
厚く御礼を申し上げます。

それでは、今回御審議されております再生可能
エネルギーの固定価格買い取り制度の改正法案に
つきまして、私どもの考えを申し上げます。
再生可能エネルギーは、国のエネルギー基本計

画において、重要な低炭素の国産エネルギー源と
位置づけられており、日本のエネルギー供給の一
翼を担うエネルギー源として、近年、その重要性
はますます高まっていると認識しております。

昨年、政府において策定された長期エネルギー
需給見通しにおいても、二〇三〇年度の電源構成
において、再生可能エネルギーを現在の約二倍に
当たる二二から二四％程度まで拡大することを目
指す方針が打ち出されております。

この再生可能エネルギーについては、私どもと
いたしまして、震災以前から自主的な取り組み
として、太陽光発電の余剰電力を電気料金と同額
で買い取ってきたほか、RPS法のもとでも、毎
年増加する義務量の確保を着実に達成するなど、
従来から再生可能エネルギーの利用拡大に業界を
挙げて取り組んでまいりました。

そうした中、二〇二二年七月に導入された固定
価格買い取り制度は、震災後の再生可能エネル
ギー導入を促す機運の高まりと相まって、事業
者や家庭における再生可能エネルギーの利用拡大
に大いに貢献してきたものと認識しております。

一方で、制度の導入後、再生可能エネルギーの
中でも比較的短期間で導入が可能で太陽光発電の
導入拡大が急速に進み、再生可能エネルギー電源
ごとの導入量に偏りが見られるようになったこと
や、再生可能エネルギーによる国民負担が急増し
てきたことなど、制度導入による課題も顕在化し
つつあるものと認識しております。

今回の改正法案につきましては、各電源ごとの
価格目標の設定や入札制度の導入などにより、こ
うした現行制度のもとでの課題を解決すること
で、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負
担の抑制との両立を目指して提案されたものと受
けとめております。我が国において今後、再生可
能エネルギーを推進していく上で、大変重要な施

経済産業大臣政務官 星野 剛士君
(電気事業連合会会長) 八木 誠君
参考人
(東京大学社会科学研究所 松村 敏弘君
教授)
参考人
(公立大学法人都留文科大 高橋 洋君
学社会科学部教授)
参考人
(NPO法人社会保障経済 石川 和男君
研究所代表)

ございました。

○高木委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

きょうは、参考人の皆様、大変貴重な御意見を本場にありがとうございます。大変参考になりました。今後、FIT制度をよくしていく、あるいは国会でのFIT法の審議にも生かしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、始めさせていただきますと思います。まずは八木参考人にお伺いしたいと思います。

参考人は、二〇一二年七月二十九日、当委員会でのFIT法の参考人質疑におきまして、このようにおっしゃられています。「今回の買い取り制度の中で、再生可能エネルギーに対して電力系統との接続義務が設定されているというふうな認識しております。そういう意味では極めて重要な責任が生じるものというふうに認識している」というおっしゃっているわけですが、今度議論する法案は、参考人が極めて重たい責任とおっしゃった接続義務を、ある意味、その根拠規定である五条、これを削除する、こういう中身になっております。

参考人はこの規定の削除をどのように捉えていますでしょうか。

○八木参考人 お答え申し上げます。

確かに、現行の再生エネ特措法においては、送配電事業者が接続義務が規定されております。私どもとしては、その規定に基づき、公平性、透明性の確保を大前提として、安定供給に支障を及ぼすといいますが、懸念がある場合などの特異な事情を除いて、基本的には受け入れに努めてきております。

今回の法改正でその接続請求に関する義務の規定が削除されるというふうになっております。ただ、私どもの事業は、もともと電気事業法において規定されております。この電気事業法の中におきまして、全ての電源に対して公平に接続請求に応じる義務がもう既に規定されておりますので、

私としては、今回の法改正によっても何ら我々の義務が変わるものではなく、系統接続に関する義務は引き続きあると思っております。

したがって、再生エネルギー電源からのいろいろな系統の申し込みに対しては、やはり公平性、透明性を大事にして、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○藤野委員 再生エネ電気を全量、そして固定価格で買い取るというのがこのFIT制度の大原則だと思っております。

ところが、二〇一四年九月に起きた九州電力などによるいわゆるショックですね、九電ショック、これによりまして接続保留の問題が出てきて、その後、経産省は、いわゆる省令改正によりまして、法律ではなくて省令改正で接続可能量の算定を電力会社に委ねて、ある意味、無制限、無補償の出力抑制というのが容認されるようになったと認識しております。ある意味、接続義務が骨抜きになってしまった。

再生エネ導入のためには、あるいは促進のために、接続義務強化というのが私は筋だと思っておりますけれども、今回、この根拠条文を削除することになります。これはむしろ逆行していくということになるのではないかと。今、参考人は、電気事業法でもともとそういうのはかかっているということですが、しかし、特別にFIT法でそういう接続義務を、あえて極めて重い責任とおっしゃられたようなものを課していた現行法のもとでもそうした形で骨抜きになってきて、実際には接続が果たされてこないと、むしろ抑制されているというもとで、これを電気事業法に移しても、これは改善していくという保証は何もないと言わざるを得ないと思っております。

しかも、電気事業法では、今参考人もおっしゃいましたけれども、電源間の優先順位がつけられていない。FIT法ですと、まさにそこが優先接続、優先給電なわけですが、ここがなくなってしまうと、電気事業法に移るからいいんだというの、電源間の優先順位のない世界ではこ

れはなかなか難しいのかなと思っております。

あえて重ねてお聞きしたいんですが、電気事業法のもとに移っても、電源間の優先順位はつけられていないけれども、再生エネの優先順位は後回しにしないというふうにお考えということでしょうか。

○八木参考人 基本的には、先ほど申し上げましたが、まず、電気事業法にそうした規定がきちっとされているということ。それから、我々電気事業者としても、やはり再生可能エネルギーというのは日本にとって大変重要な電源であると認識をしております。

したがって、事業者からの接続の申し込みに対しては、公平性それから透明性、やはりここをしっかりとお客様に御説明できるように、今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。

確かに九州電力が一次的にお客様の申し込みが殺到したことによって御迷惑をおかけいたしました。その後、現在の適切な対応をさせていただきまして、現在は適切に対応させていただいております。しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○藤野委員 先ほど他の委員からも指摘がありましたけれども、時代の流れという点から見ますと、やはり再生エネの時代というのは否定できない。

参考人も、ヨーロッパと島国日本で違うんだというお話がありました。確かにそういう面はあると思っております。しかし同時に、おっしゃったように、技術開発の問題や、あるいは、国内での系統そのものがまだ全然生かされていない、系統強化義務も課されていないもとで、全然使われていないという問題もあります。あるいは、国内の再生エネ資源というの、パランスというお話もありましたけれども、これもまだこれからの課題というところで、他の国と日本、違う面は大いにあると思っております。しかし、これから、世界の流れという点で見ますと、やはりそちらの方向に政治も向かうし、経済も向かう、企業も向かってい

くという時代に入っているんだと思っております。先ほど株主の観点から御指摘がありました。私、消費者の観点からも同じことが言えるんじゃないかなと思っております。

一昨年の十一月ですか、ドイツの最大手エーオンが、解体、みずから手で原発を手放して、再生エネと送配電事業でやっていくんだ、そういう大きな発表をされて、私も驚いたわけです。そのときのエーオンのヨハネス・タイセン社長が、二〇一四年十二月の記者会見でこうおっしゃっております。従来の巨大設備と大規模な取引によるシステムは必要だが、技術革新で新しい世界も急成長している、再生エネの投資はふえ続け、コストは急激に下がった、何より顧客がクリーンで持続可能なエネルギーを求めていると。

私は、何より顧客がクリーンで持続可能なエネルギーを求めているというのが非常に大きなことというふうに思っております。

この点で、八木参考人に最後になりますが、顧客が求めている、これに添えていく、そういう意味で、やはり原発にこだわっているとこへどうしても乗りおくれしていく、逆に言えば顧客のニーズに添えられない、こういうことになってくるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○八木参考人 我が国のエネルギーは、自前のエネルギーがない国において、しかも、先ほど申し上げましたが、他国とも系統連系のない中で、やはり、今、安全の確保はもう大前提でありますけれども、安定供給、それからいわゆる環境保全、経済性、この三つのEのバランスのとれたベストミックスをまずは目指していくというのが日本の電源構成のあるべき姿だというふうに思っております。

そういう意味では、再生可能エネルギーと原子力というのは、自給率の向上あるいは環境性にすぐれたという面でも、非常にすばらしい電源だというふうな思っております。また、国のエネルギー基本計画においても、原子力発電はベースロード電源というふうに位置づけられております。

したがしまして、私どももいたしましては、こういう国のエネルギーミックスの姿を踏まえつつ、各電力会社においてそれぞれの電源開発を進めていくわけでありますが、基本的にはやはり再生可能エネルギーの導入拡大、それから原子力の活用、これは最大限頑張ってもらいたいと思っております。

その前提として、再生可能エネルギーは、やはりみずからも開発するとともに、みずからの系統でいわゆる導人が拡大できるように、今後ともいろいろな技術開発、そうしたことを進めていく必要があると思っております。

また、原子力につきましては、これはもう当然のことながら安全の確保が何よりも大前提でございますが、安全の確保を大前提として、原子力規制委員会の規制を守ることがもとより、この規制の枠を超えて、自主的、継続的に我々事業者が安全確保に努め、そしてまた、そうしたことを国民の皆様にしつかり御理解を賜るよう努力をしていくということが何より大事じゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○藤野委員 高橋参考人にもお伺いしたいんです。先ほど本質的な問題だということで御指摘があった、優先給電がこの間否定されてきた、二〇一五年一月に改定されたいわゆる新ルールのもとで出力抑制が無補償、無制限に行われるようになったということなんですが、これがなぜ問題なのか、この点について改めてお聞かせいただければと思います。

○高橋参考人 先ほどの私の意見陳述の中で、FITというのは投資の確実性を高める、要するにリスクを減らすというのが最大のポイントであるということをお話ししました。

その意味において、発電所が接続されている、しかしながら、さまざまな事情により給電されない、とめられてしまうというのは、当然、当初の目算が大きく狂うわけですから、それは再エネの

発電事業者にとつてみると、投資のリスクが非常に高まるということなんです。

今のところ、まだ、いわゆる滞留案件が実行に移されている部分がたくさん残っておりますので、極端に導入量が減っているという数字は出てきておりませんが、個別に再エネの発電事業者、投資の方々にお話を伺うと、やはりこの出力抑制が無補償で無制限というルールになってしまったということは、ファイナンスがおりない、銀行がお金を貸してくれないということを多くの方がおっしゃっています。

したがって、この給電のルールが継続されれば、今後、一年後、二年後ぐらいになってくるとその効果があらわれてくるという危険性はあると考えています。

もちろん、電力会社さんは安定供給に責任を持っていらっしゃるわけで、出力抑制を本当に無制限にするとは私も思っておりません。最大限努力した上で、本当にやむを得ない部分だけ出力抑制をする。これまでも、多分、種子島とかそういう特別な事例においてのみ報告をされているわけなんです、実際には本当に無制限にされるという観点はありませんが、やはりファイナンスという観点からすると、その可能性があるということが極めて重要な問題であり、FITの投資リスクを下げるという本質的なところにもかかわることであり、かつ、限界費用が低い電源を出力抑制するというのは合理的でもありませんので、そこは欧州の考え方とは大きく異なるというふうに理解をしております。

○藤野委員 今の投資の確実性を損なうという点は非常に重要だと思っております。それと関連してもう一問、高橋参考人にお聞きしたいんです。本法案では、一般送配電事業者に系統増強あるいは強化を義務づけることなしに、FITの買い取り対象となる事業者の認定制度を、これまでの設備認定から系統連系契約後の事業認定に変更することになっております。

系統が強くなるか、受け入れてもらうその連系

が強化されるかどうかかわからないまま、その契約の後に認定されるということになって、設備認定のときよりも、いわゆる予測可能性という点で、つないでもらえるのかと。今でもいっぱいばいだと言われているもとの、その認定をさらに変更するというところで、これでは一層、一般事業者主導といえますか優位といえますか、逆に言えば、本当に自分たちがそういう事業を継続できるのかというところについての不安というのがあるのではないかと思っていますが、これについてはいかがでしょうか。

○高橋参考人 設備認定についての御質問です。設備認定は、これまでは経済産業省・資源エネルギー庁の方で認定をするというところで価格が決まっております。それは基本的には早過ぎるだろうというところで今回の法改正になったということなんです。

したがって、より後の適切な時期に価格を決めるということについては私も賛成です。なるべくおくらせて、確実に事業を開始するということがわかった段階で価格を決めるというのは合理性があると思っております。滞留案件、不良な案件を排除するという点からも合理性があると思っております。

他方で、今委員が御指摘の点は、接続の方の問題だと思っております。認定の問題というよりも、接続が確実になされるということが極めて重要なんです。

先ほど八木参考人もおっしゃったとおり、そもそも送配電事業者というのは、あらゆる電源について接続をすることが基本です。その上で、設備、系統の容量を増強するとかという場合には、どうお金を負担するのとかという問題が次に出てくるわけなんです。その場合、専門的に言うとデュープ方式ですとかシャロー方式ですとか、要するに発電事業者がどこまでその費用を負担するのとかというように選択になってまいります。

な考え方になっておりますけれども、日本は、そうではなくて、発電事業者の方に相応の負担をしてもらおうという原因者負担のルールが現状でも続いているというふうな認識をしております。

○藤野委員 私たちは、再エネ導入のためには、接続義務を果たさせるとともに、系統運用者に対して送電網の増強、強化の義務を課していくというのが車の両輪として必要だということに思っております。

今お話ししましたように、ドイツでは系統運用者に増強義務が課されているというふうになっていて、そういう意味で託送料金なんかもそれに使われているという状況だと思います。ですから、そういう意味で、FITのような導入促進策と系統システムの増強というのは、やはり両方進めていく必要があるというふうな思っております。

そして、ちょっと時間もなくなってきたんですが、もう一問だけ高橋参考人にお聞きしたいんです。参考人は、福島民報二〇一五年三月二十三日で以下のように述べておられます。現存する原発を再稼働させても、運転開始から四十年で終えるなら、二〇三〇年時点の割合は一三％となり、その先さらに減る、ドイツのように期限を区切って脱原発を進めるべきだ、再生エネを優先的に入れ、送電網を有効活用するようルールを変えれば、三〇年に四〇％までふやせると。

二〇三〇年に四〇％まで再エネをふやせるという目標値だということに思っています。この点について、どのように実現していくのか、教えていただければと思います。

○高橋参考人 二〇三〇年に四〇％、これは水力を含めた数字ですので、残りの再エネは約三〇％ぐらいということですね。これはもちろん、さまざまな政策を総動員していく必要があるわけなんです。FITという制度はも

ちろん必要ですし、先ほどから、FIET以外にさまざまな規制があるから、例えば地熱ですとか水力とかの立地が進みませんよ。風力も環境アセスが厳し過ぎるんじゃないですかとか、そういうさまざまなルールとか規制がございまして、そういうものは当然改めていく必要があるだろうというものはもちろんのことです。

さらに、系統関係でいうと、既存の系統網が必ずしも十分に使われていない、系統運用のルール上なかなか柔軟に使えないというような問題もあります。これも今、広域機関の方で検討を進めていらつしやるわけなんですけれども、そういうような既存のベースロード優先の空押さえのようなルールというのを改めるとか、そういうこともしていく必要があります。

もちろん、それでも足りないところがあるやほりあります、系統が足りないところがございまして、そういうところは当然つくっていく、ふやしっていくことが必要です。それについては、部分的には共同で入札をして負担し合おうとか、これは東京電力のケースですけれども、そういう取り組みも行われているわけなんです。もう少しそういうものをよりルール化して、先ほども透明性とか公平性という御意見が出ていましたけれども、そういうふうにして適切に増強していくことも当然必要だと思います。

それでもやはり広域運用だけでは変動性対策は十分ではないかもしれませんので、先ほど申し上げたとおり、デイマンドレスポンスですとかストレージを使っていくとか、そういう対策も当然必要になっております。

もちろん賦課金の負担というものも、そのスピードで上げていくというものであれば、ある程度の上昇というものはやむを得ないと思われまますので、そこは当然国民合意というものが必要になっていきます。

ですので、そんな非常に簡単なことであるというふうには私も全く認識はしておりませんが、諸般の事情、スリーEプラスSを総合的に考え

ば、中長期的に再生可能エネルギーを基軸としていくということは、特に日本にとっては肝要かというふうに考えております。

○藤野委員 ありがとうございます。

松村参考人にお聞きしたいんですけども、きょうも、積み残しの課題ということで、託送料金について御指摘をいただきました。

地産地消の電源にとつては不利な料金体系になつて、あるいは分散型電源には不利なビジネスモデルであるという御指摘もされて、うんなんですが、今後この点についてどのようにしていく必要があるというふうにお考えかということが一つ。

もう一つは、この間、いわゆる効率的な送電網の全国的な構築、これは極めて重要だというふう

に参考人は指摘されていると思ひます。この点で、二〇一四年三月四日のNHK「クローズアップ現代」でも、参考人は、日本の送電網は極めて貧弱だった、設備投資が圧倒的に足りなかつたとおっしゃつていらつしやいます。

その点で、私たちは、一般送配電業者にやはり力に応じて責任を果たしてもらうことは必要だと思ひつて、先ほど問題を出している広域的運営推進機関の評議員も務めていらつしやいますので、この一年間評議員としてかかわつて、どう感じていらつしやるか。

この二点についてお聞かせいただければと思ひます。

○松村参考人 まず、託送料金については、長期的にエネルギーの地産地消モデルに不利にならないようにということが重要なことだと思ひま

す。今までの託送料金の発想というのは、遠隔地に大規模発電所を立てて、これを順番に圧力を落としていく、こういう形。今でも主力であるのは間違いないので、現時点で大幅に変えるのは難しいかもしれないけれども、しかし、ビジネスモデルとしては、分散型の電源を置いてその地域で消費

するということも十分あり得るというところが見えてきたところから、これからすぐにでも検討を始めて、近い将来に入れられるようにすることも必要だと思ひます。それ以外にも、いろいろな形で設備投資を効率化するための託送料金の改革というのは、今後進めていかなければいけないと思ひます。

それから、送電投資が今でも余りにも貧弱だったというのはいずれも事実で、そのためにある種の送電投資の義務というものがあるべきだというのは、それはお気持ちもとてもよくわかるんです

が、一方で、きょうも説明しましたが、本場に送電投資をしてやるのがよいのか、例えば需要を動かすという方がよいのか、例えば需要を動かすというのを最小にするという発想も必要なんです。コストを最小にするとか、例えば需要を動かすというのを最小にするという発想も必要なんです。義務づけで、とにかくやみくもに投資をす

るといふのを促すのではなく、コスト効率的なことを考へなければいけないと思ひます。

今でも足りない部分については、広域機関が主導権を持つて一生懸命やつていくという方向が打ち出されて、現在までのところはうまく機能していると思ひます。

○藤野委員 ちよつと時間の関係で、平野参考人、そして石川参考人にお伺いしたいんです。

平野参考人は太陽光発電協会理事として御活躍されているということで、二〇一五年十二月十五日の再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会の第六回会合で、きょうもお見えのようですけれども同協会の亀田事務局長がこういう指摘をされております。先ほど出てきている話ですけれども、無制限、無補償という言葉が市場を席巻して、非常に新規導入に暗い影を投じていると。こういう指摘なんですが、この無制限、無補償の出力抑制の影響をどのように感じていらつしやるか。

そして、石川参考人は、先ほど、将来、再エネ一〇〇%も可能だという御指摘をされましたけれども、それに向けて何が必要なのか、政治に何が

必要というふうにお感じなのかというのをあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○平野参考人 無制限、無補償の出力抑制ということに関しては、九電ショック以来、非常に大きな影響が国内需要にあつたことは事実でございまして、それは、亀田事務局長から十二月に申し上げたとおり、やはり言葉がひとり歩きしたということがございまして。

その後、太陽光発電協会としましては、現実的な出力抑制というのはどの程度になつてくるのかということについてはシミュレーションを行いました。それを産業界、業界の中に伝達するということで、現実的な出力抑制というのは、言葉ではなくて、各電力区域内においてどの程度なのかというのがだんだんと理解が広がつてきたということ、一部におきましてはファイナンスがつくようなことも始まつてきたということで、これから我々として求めてまいりたいのは、やはり、先ほど八木参考人の方からございましたとおり、電力会社様から系統に関する情報を広く共有いただきまして、我々としては、現実的な出力抑制というものがある程度なのかというのをきちつと理解していくということが必要だというふうにお考えしております。

○石川参考人 自然エネルギー一〇〇%というのは、さつき申しましたとおり、やはりバッテリーだと思ひます。それに対する投資をきちんとやるためには、やはり私は、エネルギー産業界において、今は外国に相当程度お金が流れていまして、これを早く国内に戻す。ありていに言つてしまひますと、原子力の正常化を早く政治主導でやつていただいたということになります。

そして、これはまたいろいろ議論があると思ひますけれども、四十年の寿命と言われ続けておりますけれども、実際にはやはり六十年まではいけるといふようなことで、安全管理をしながらきちんと原子力を使い切つて、やめる。私は、安い電源でやつていってお金をためて、並行しながら蓄電シ

システムの投資にお金と人と物をかけていくべきと。

実現時期については、さつきも申しましたけれども、私が生きている時代は無理だとは思いますが、せいぜい私のひ孫ぐらいのころには、日本国において蓄電システムが商用化されて、それぞれの家に普及すれば、私はいけると思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。

質問を終わります。

○高木委員長 次に、木下智彦さん。

○木下委員 おおさか維新の会、木下智彦です。さきような三時間ほどになりますのでお疲れだと思えますけれども、あともう少しおつき合いたいだけだと思います。ありがとうございます。

先ほどからお話が合ったところで、接続義務の話がちょっとあったと思うんですね。いろいろとお話を聞いていて、日本の場合は発電会社の方が接続に対する費用をある程度持つということをお話していたんですけれども、先ほど、一番最初に八木会長の方からお話しされていた中で、駆け込みみがあるだろうと。だから、駆け込みに対して、時間と、それから申し込み方法等々ちゃんと先に知らせてという話をされていたんですね。

それを思ったときに、今のところは全部接続することを基本としていると言いますが、実質的に発電会社が、発電する方がどういふふうな準備ができていくかというのは、これは認定で政府がする部分もあると言いますが、実質的には送配電事業者の方に任されている部分が相当でかいんだらうと私は思っているんです。そう言ったときに、実際、実務の面でどこまでのことを送配電事業者の方が任されるか、私はこれは結構重要だと思っているんです。

というのは、本来の商行為の中では、相手と、与信の問題であるとか、実際に彼らが発電をして電気を流してくるような能力を持っているかどうか、その判断をしなきゃいけない。認定するのは

政府だというような感じのことを言いますが、実質的には送配電事業者にそれを任せることになるんだということであれば、どういったところが具体的に問題になるのかといったところを、実務的になるのでちょっと難しいかと思えますけれども、教えていただければ幸いです。

○八木参考人 今回の新しい法制度によりまして、旧の認定をとられているお客様が、来年の四月一日までの間に、いわゆる接続契約、電力系統の接続契約を完了しないと失効する、こういうこととあります。

当然、今から、既にお申し込みいただいている方々、これから恐らく駆けつけで申し込みされる方がいらっしやると思えますが、私どもの場合は、大体標準的な期間を定めておりまして、低圧のお客様ですと大体一カ月程度、それから、特別高圧とか高圧になってまいりますと、電源線をつくったりしますとやはり九カ月ぐらいかかります。

したがって、ある程度の標準期間がやはり要る。この間に、実際は、高圧、特別高圧の場合は、送電線をつくるの当たりましては、その送電線が本当にできるのかどうか、実際の現地の調査から、いわゆる工事内容の選定。それから、実務的に複雑な場合は、同じ地域にいろいろの方がお申し込みをなされますと、いわゆる先着優先順でどんどん入っていきますと、やはり系統増強のあり方等々も変わってまいります。

そういうことで、お客様に対してしっかりとその中の御説明をし、お客様もそれを御理解いただくということが大変重要でございます。

この点において、我々としては、これからの新しい法制度の中で、先ほど申し上げました大体の標準的な期間、こういうことをしっかりと示して、少なくとも早目早目にお申し込みいただきたい、最低でもやはりこの程度のことには覚悟した上でお申し込みいただかないと、ふくそうしてしまうと難しいので、はなから我々は、先ほど申し上げた接続の義務がありますので、接続検討はしっかりと

りと、これはお客様に公平性、透明性を大事にしてやってまいりたいと思えますが、やはり我々側にもどうしてもマンパワーというのをごさいます。

そういったこともしっかりと、ある意味では、この法改正を受けたら、我々自身もお客様に、事業者の説明していきますが、ぜひ国におかれても、こういった御説明の御指摘の状況に、そういったお客様への対応に漏れがないようにしっかりとやってまいりたいと思っております。

○木下委員 私思うのは、今聞いていてもあれなから接続してよというふうないろいろな話が出てくると思うんです、それがいいか悪いかは別として、でも、実際、今のお話を聞いてみると、相当これは難しいと思うんですね、現場サイドというふうなところで見ると。

これはちょっと、どっちの立場に立って話すかというところが難しいところなんですけれども、法律で縛られながらも現実感がなければこれは動いていかないと思っておりますので、今のお話を聞いていても、まだまだ法律に対して現実感というのが追いついていないのか、現実感に対して法律が勘案されていないのかというところがまだちょっとあるかなというのを思った次第です。

次に、これも、ほとんど八木会長にお話を聞くところばかりになってしまつて申しわけないんですけども、もう一言言われていたところが、ドイツなんかは再生可能エネルギーの大量導入の影響で火力発電がとまったりとかそういう感じのことが起こっている、こういう状況の中で、火力発電などの調整電源の固定費回収を含めて、安定供給を維持するための必要なコストを適切に回収できる仕組みのあり方について検討していただきたいと考えておりますというふうにおっしゃられていたんです。

これは、確かにこういうことは起こり得ると思うんですけども、では具体的にどういう回収する仕組みとあるかと思っております。これは検討すべきだとは思いますが、適切に回収できる仕組みを検討してほしいとおっしゃられているので、こういった適切な回収する仕組みとあるのを逆に御提案されるかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

○八木参考人 お答え申し上げます。今御質問ありました電源の固定費の回収ということにつきましては、これは海外でも幾つか事例がございます。そういう意味では、いわゆる固定費回収の予見性を高めるといふ意味では、容量×カニズムに関する議論というのが各国で議論されております。

例えば、アメリカ、イギリスでは小売事業者が容量に応じた費用を負担するという制度もございまして、フランスでは発電事業者と小売事業者の間で容量を取引する制度、ドイツでは系統運用者があらかじめ必要な予備力を確保する制度、いろいろの制度がございます。

したがって、私どももいたしましては、こうした欧米の制度を少し参考にさせていただきながら、こういった固定費の回収方策について議論をしていただきたいと思います。

我々としては、やはり、再生可能エネルギーを導入するということがバックアップ電源の固定費をきちつと回収するというその両建てが、むしろ再生可能エネルギーをしっかりと拡大できる政策であるというふうな思っております。

これから詳細な制度設計が進んでいくと思えますが、ぜひそういった議論を進めていただければと思っております。

○木下委員 恐らく、その後の方にも同じような感じのことを、ちょっと意味合いは違うのかも申しませんが、電気の利用者のみが費用を負担するのではなくて、広くエネルギー消費全体で負担することもあわせて検討いただきたいと思います。そこもちょっとそういう部分が入っているのかなというふうには思っています。